

第 4 回企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 20 年 5 月 23 日 (金) 13:30 ~ 15:35
- 2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 2 階 共用特別第 3 会議室
- 3 出席者 美添部会長、佐々木委員、高木臨時委員、西郷専門委員、塩路専門委員、菅専門委員、高田専門委員
審議協力者 (内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府)
調査実施者 (高見経済基本構造統計課長、荒井産業統計室長ほか 2 名)
事務局 (吉田国際統計企画官ほか 3 名)
- 4 議 題 経済構造統計の指定及び平成 21 年に実施される経済センサス - 基礎調査の計画の承認等について

5 審議の概要

諮問事項について、調査実施者である総務省統計局及び経済産業省から資料に基づき説明を行い、引き続き事務局から統計委員会での主な意見及びその回答の紹介を行った。その説明及び回答に対し、委員・臨時委員・専門委員から想定される論点等について順次意見を聴取し、審議を行った。

委員・臨時委員・専門委員からの主な意見としては、以下のとおり。

産業分類関連について

調査票「4 事業所の事業の種類・業態」欄の設計では、付加価値ないし従業者、あるいは販売額等を把握することになっているが、これはダブルスタンダードにならないか。従業者数は毎月勤労統計調査などには適しているかもしれないが、どのような統計の母集団情報とするのか機能を整理すべきではないか。

産業分類は、本来的には事業が創出する付加価値で格付すべきもの。しかしながら調査をかけた時、うまく把握できるのかが問題。調査票の設計において、次善の策として、まずは付加価値を、それが分からなければ代替措置として従業者数とする整理はいいと思うが、第 2 次試験調査の結果がどのように反映させるのか、教えていただきたい。

従業者で付加価値を決めるのはラディカルだと思う。日本産業分類によると、調査客体において付加価値がわからない場合の代替の例が掲載されているが、従業者数の例示は最後になっており、最後の手段ではないか。

「(2) 主な事業の内容」欄は、各種統計調査により把握された事業所についてはその得られた情報をプレプリントすれば、記入者負担軽減になる。それぞれの調査には格付のルールがあるが、プレプリントする場合、どの統計調査の格付情報が教えていただきたい。

今回の調査の格付の手順は、これまでの工業統計調査の方法とどの程度異なるのか。格付の連続性を考えて設計すべき。

調査票 4 欄の(2)及び(3)により、産業分類格付を行う調査票の設計になっているが、従来から事業所・企業統計調査では経理項目を調査していないため、工業統計調査と格付け手順が異なる。今回の調査で分類格付が大きく違うのであれば、平成 23 年の経済センサス 活動調査のための名簿としてその価値が低下するのではないか。

主な事業活動が、例えば製造業から修理活動へ事業のウエイトが移ったなど、その変動状況がわかるようにすべきではないか。経済センサスは平成 21 年 1 回だけではなく、平成 23 年にも実施するので、(3)の記入の順番が変わったために産業分類が変更になったのかなどの情報については、分類の変更を理解する上で必要ではないか。

企業産業分類は、傘下の事業所の産業分類で格付するのではないか。そうであるなら 13 欄の「法人全体の主な事業の種類」は不要ではないか。今回の調査は悉皆調査であり、かつ、本社と支店の関係が明確になっているので、傘下の事業所の情報により格付を行う方が、確度が高い。

「4 事業所の事業の種類・業態」欄に関心がある。本社一括調査の導入により、本・支店の関係が明確になり、かなり把握付けができるのではないかと期待している。今、企業はどんどん事業所を増やし、事業所ごとに機能を特定化してきている。そういったときに、うまく産業分類格付できるのか、それを統計的に集計ができるのかどうか、教えていただきたい。

行政記録の活用関連について

行政記録を活用することは大きな前進と考えるが、登記簿情報の有効性について、どの程度検討がなされたのか。登記簿情報は、登記後の変動状況（事業の改廃）が反映されておらず、廃業企業が残りかなりのサンプル数になること、登記簿の住所と実際の事業活動の住所が一致していないなど、確度の低い情報となっているのではないか。調査員による目視など行うようであるが、確認するのに時間やコストがかかるのではないか。登記簿情報以外に、コストを下げつつ、確度の高い情報はないか、雇用保険や税務情報など活用できる行政記録情報はないかについても検討すべき。

第 1 次試験調査において、調査員が登記簿情報の調査客体を特定できなかった具体的事例は何か。

調査実施体制関連について

行政記録の活用により、調査員調査の目視では把握しきれなかった調査客体が把握可能となり客体数の大幅な増加が見込まれるが、現体制で十分に対応できるか。

本社一括調査の導入について

企業レベルで調査をかけることはよいが、本社一括調査において、本社が傘下支所・支店の情報をどこまで書けるのか。書けない場合は支店に照会するなど指導するのか、その方法は何か。例えば、コンビニエンスストアでも店舗によっては、事業内容が異なるケースもあるがどうするのか。

集計関連について

従産業、決算月及び持株会社か否かの新規の調査事項については、有効な集計計画となっているか。

2次統計作成への影響について

平成 21 年において商業統計調査及びサービス業基本調査を 2 年後の平成 23 年経済センサス-活動調査において把握することになるが、これらの統計を利用して作成される 2 次統計への影響はないか。

その他

第 1 次試験調査により、どのような知見が得られたのか、それを踏まえ第 2 次試験調査の実施に向けたねらいは何か説明して欲しい。

6 今後の予定

次回は 6 月 13 日（金）に開催し、上記の意見を踏まえて部会長が整理した論点メモに基づき、個別の論点について審議を行うこととされた。